

第 19 号報告

専決処分した事件の承認について

令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南魚沼市長 林 茂 男

（根拠法令 地方自治法第 179 条第 3 項）

専決第 7 号

令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,566,532千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 7 日

南魚沼市長 林 茂 男